

①
②
③
④

常務 勞務第一四七ニ號

昭和二十一年七月二十四日

警視總監 小 栗 一 雄

七の 解決七九

内務大臣 後藤 文 夫 殿

社 會 局 長 官 殿

使用労働者 争議参加者
関係労働組合 全労 同業船化協会

亀戸クローム鍍金山田介工場労働争議ニ関スル件

(發生ニ解決)

ノ七月二十日分至命令從テ此職工ニ勞ニ解雇言渡テ為セ此等場五日漫擯書ヲ提出罷業ニ入リタルニ
此日同場解決ス

要旨
之尚此同本場ニ於テ八日要書ヲ提出シテ力ニ場主 謀得ニ依リ同日要書ヲ撤回解決ス
又警察事故ナシ

標記工場ニ労働争議發生ニ依リ其ノ状況左記ノ通

記

10 7 29
130